

平成19年第3回竜王町議会定例会（第2号）

平成19年8月22日

午後1時30分開議

於 議 場

1 議 事 日 程（2日目）

- | | | |
|-------|-------|--|
| 日程第 1 | 議第42号 | 専決処分につき承認を求めることについて
(竜王町心身障害児福祉年金支給条例の一部を改正する条例) |
| 日程第 2 | 議第43号 | 竜王町企業誘致特別措置に関する条例の一部を改正する条例 |
| 日程第 3 | 議第44号 | 平成19年度竜王町一般会計補正予算（第2号） |
| 日程第 4 | 議第45号 | 平成19年度竜王町国民健康保険事業特別会計（事業勘定）
補正予算（第1号） |
| 日程第 5 | 議第46号 | 平成19年度竜王町国民健康保険事業特別会計（施設勘定）
補正予算（第1号） |
| 日程第 6 | 議第47号 | 平成19年度竜王町下水道事業特別会計補正予算（第2号） |
| 日程第 7 | 議第48号 | 平成19年度竜王町介護保険特別会計補正予算（第1号） |
| 日程第 8 | 議第49号 | 平成19年度竜王町水道事業会計補正予算（第1号） |
| 日程第 9 | 議第50号 | 平成18年度日野町、竜王町および安土町教育委員会社会教育
主事共同設置特別会計歳入歳出決算認定について |
| 日程第10 | 議第51号 | 平成18年度竜王町水道事業会計決算認定について |
| 日程第11 | 議第52号 | 町道路線の認定について |
| 日程第12 | 議第53号 | 町道路線の認定について |

2 会議に出席した議員（12名）

1番	寺島健一	2番	川嶋哲也
3番	勝見幸弘	4番	村井幸夫
5番	近藤重男	6番	圖司重夫
7番	若井敏子	8番	竹山兵司
10番	岡山富男	11番	西隆
12番	山田義明	13番	中島正己

3 会議に欠席した議員

なし

4 地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者

町長	山口喜代治	代表監査委員	小林徳男
副町長	勝見久男	教育長	岩井實成
会計管理者	青木進	住民福祉主監	北川治郎
産業建設主監	宮本博昭	政策推進課参事	平岩治人
総務課長	赤佐九彦	生活安全課長	福山忠雄
住民税務課長	山添登代一	健康推進課長	竹山喜美枝
産業振興課長兼農業委員会事務局長	川部治夫	建設水道課長	田中秀樹
教育次長	松浦つや子	学務課長	木村公信

5 職務のため議場に出席した者

議会事務局長 布施九蔵 書記 古株三容子

開議 午後1時30分

○議長（中島正己） 皆さん、こんにちは。

ただいまの出席議員数は、12人であります。よって、定足数に達しておりますので、これより平成19年第3回竜王町議会定例会を再開いたします。

これより本日の会議を開きます。本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

これより議事に入ります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第 1 議第42号 専決処分につき承認を求めることについて

（竜王町心身障害児福祉年金支給条例の一部を改正する条例）

○議長（中島正己） 日程第1 議第42号を議題として質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（中島正己） ないようでありますので、質疑はこれで終結いたします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（中島正己） ないようでありますので、討論はこれで終結いたします。

これより採決を行います。日程第1 議第42号を原案のとおり承認することに賛成諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（中島正己） 起立全員であります。よって日程第1 議第42号は原案のとおり承認されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第 2 議第43号 竜王町企業誘致特別措置に関する条例の一部を改正する条例

○議長（中島正己） 日程第2 議第43号を議題として質疑に入ります。質疑ありませんか。7番、若井敏子議員。

○7番（若井敏子） 議第43号につきまして、4点の質問をします。

まず1点目です。この竜王町企業誘致特別措置に関する条例につきましては、当初提案された時に町長は、住民総意のもと市町村合併に頼らないたくましいまちづくりを目指し、その方向性を決定した。その上で、自律のまちづくりを目指す本町にとって財政基盤を確立することが重要な課題であるとされました。今回、「合併に頼らない自律のまちづくり云々」という部分は提案理由から消えており

ますけれども、何かしらの変更があるのか、ここで明確にさせていただきたいと思
います。

2点目です。「この条例が引き金となって多様な優良企業が進出いただけること
を願っている」と提案の中で述べておられましたけれども、その後の実態につい
てお伺いをしたいと思います。

3点目ですが、平成16年10月もそうだったのですが、4条のただし書きだ
けが翌年施行になっていまして、事業者にも有利な条例で、限度5,000万円の
ところ、16年決算では1億5,000万円も税金を負けてやったという経過が
あります。今回も、わざわざ補正をして5,000万円を6,500万円の上限に
引き上げて1,500万円も事業者にも有利な条例改正をするのは、事業者の強い
要求であるからと考えるものですが、これについてお伺いをします。

3点目ですが、私はその平成16年10月当時の議論はまだ終わっていないと
思っているのです。あの時の議事録を読み直しますと、「名古屋地裁の判決や栗
東が条例を廃止したことに触れて、国も県も上位法に照らして違法性があると言
われながら、なぜ竜王町では条例化するのか」と質問した際に、「公益性」とい
うことを言われました。

公益とは、雇用と社会貢献の要件でありますけれども、「地方自治法では公益上
必要があれば給付補助ができるのだ」と言われました。そして、条例適用対象条
件の中で、産業振興条例と同様に町民の雇用をあげており、「町民の雇用の機会
を拡充するとともに、住民所得の向上、経済への波及効果など公益性があるのだ
」と当時述べておられます。この部分、「条例適用対象条件の中で産業振興条例と
同様に町民の雇用の問題、町民の雇用の機会を拡充するとともに住民所得の向上、
経済波及効果など公益性がある」と言われている、この部分について「なるほど
」と言える根拠があるのかどうかをお示しいただきたいと思います。

当時、企画主監は私の質問に対して、「何点か細かな質問をいただいているが、
なかなか私どもも調査研究しているが、パーフェクトに勉強ができていないのが
現状で、問題は公益性ということかと思っている」というふうに言われまして、
「このことについては、今後、補足で補完する」という趣旨の発言をされていま
す。補足は、その後充実変更されたのか、審査会ではどのような議論がされたの
かについてお伺いをしたいと思います。以上、よろしく申し上げます。

○議長（中島正己） 山口町長。

○町長（山口喜代治） ただいま若井議員さんの方からご質問がございました。この

企業誘致の条例に対しまして、これを条例化にするにつきましては、今おっしゃるように、合併に頼らないというような町長の発言であったということでございます。

何にいたしましても、町といたしましてはやはり私も当初から申しておりますように、財政基盤の確立、体力をつけなければいけないということで、この企業誘致に取り組んだわけでございます。

このようなことで、合併に頼らないということばかりでは、情勢の変化もございます。しかしながら、するにせよ、しないにせよ、この体力づくり、財政基盤の充実は当然していかなければならないものと、このように思っております。

そしてまた、この当初の話でございますけれども、私も県の方に出向きまして、これを誘致するについていろいろと県のご指導、またおしかりも受けた点もございます。

そういったことで、この問題につきましては、何としましてもやはり町としても大きな財源が確保できるのものであるということで、県の方に何としましてもこれを取り入れたいということをお願いした経緯もございます。

その時に、県の方では、「それは町長の方から条例を提案されるのは町長の権限でございます。これをお認めになるのは議会さんでございます。このようなことで提案されるのなら、それはもう町の方針で、私たちは何も言いませんが」ということでございました。それを受けまして、この条例を提案させていただいたところでございます。

そういったことによりまして、皆さん方のご賛同をいただきまして条例が制定されまして、この企業誘致に取り組んでいただきましたことによりまして、たばこ税の収入を受けたわけでございます。そういった時に、この企業者の方へ奨励金をお支払いすると、こういうことで取り決めがされておるわけでございます。

こういったことで、今回は6,000万円の増収ということで、これに伴いまして奨励金をお支払いするというので、条例を今回させてもらうということでございます。

県の方にも、大変この当初はこの問題につきましてはおしかりを受けておったわけでございますが、その後1年いたしまして税金が入りまして、この税金が町に対して多過ぎた部分につきましては県に返納せよということでございまして、これはいつ県の方にその多かった分を払ってくれるのかというようなことがございまして、これは議会さんにお諮りしないと、すぐ多かったから払うというこ

とはできませんということで、あの時にあれだけおしかりを受けたのに、税をもらうようになったら、なぜそれだけ急がなくてはならないのかというようなことも一部反発した点もございました。しかし、それは多い分についてはこれはもう県の方に納めるということのことでお支払いをさせてもらった経緯もございません。

そういうようなことで、おかげさんで増収を図っていただきますことによって企業者に奨励金をお渡しするというところで、今回、この条例を提案させていただいたようなことでございます。

この先ほど名古屋地裁のこともございました。これも十分各地に出向いていただきまして勉強させていただきまして、これはそう要請ではないということで、雇用の発生に基づいて取り組んでまいったところでございます。その雇用の発生は、たばこ自販機の入れかえをしていただく方を雇用するというところでございます。そのようなことで、この雇用の問題につきましては、そのことで取り組んでまいったことでございます。

以上のようなことで、私の今、質問いただきました件につきましてお答えをさせていただきますが、細部にわたりましては担当の方から説明をさせますので、よろしく願いをいたしたいと思っております。

○議長（中島正己） 川部産業振興課長。

○産業振興課長（川部治夫） ただいま、若井議員さんの方からご質問いただきました、今回たばこ税の関係でございますけれども、私の方から2点目で、この条例で平成16年の段階の折に、答弁の中で、この条例で多様な優良企業にもその後のような実態になってきているかということでございますけれども、ご案内のとおり、今回の条例の定めでございます、いわゆる年間1億円以上の税収が見込まれる事業所を含めて、新たな形での企業としての展開等はございませんので、現在出されております企業以外は現在のところはございません。

それから、特に16年度の議会の中で、公益性の中で、特に町民の雇用と経済の問題を言われております。特に、住民所得の向上ということで、これに関しましては、前回、平成18年の第4回の定例会の17年度の決算認定の折に若井議員さんからもご質問いただいて、答弁もさせていただいておりますように、私どもの条例の中に、いわゆる1つは、先ほど申し上げました、毎年年間1億円以上の町税が見込まれる事業所と、それから安定した事業実績を有し、奨励金の交付の申請の日から10年間、町内で継続した事業、活動をできる事業所、それから

3つ目として、今お尋ねのごございました、町内に事業所を置き、町民の雇用がある事業所ということでございます。

そうしたことで、先般の18年の折にも答弁をさせていただいておりますように、現在、町内の山之上に事業所を置き、雇用も1名の雇用をされているということをお申し合わせていただいております。

それから、住民の所得の向上でございますけれども、1つは、そうしたことで、雇用に関しては1名ということで、住民所得でございますませんが、一方では、税収を含めて町民への大きい貢献をいただいているということでございますので、そうしたことでご回答させていただきたいと。

もう1点、それからこの答弁の中で、パーフェクトにできないけれども、今後、細則の中で対応していきたいという答弁でございましたけれども、いわゆる補足等、それら、いわゆるこれらの審査委員会でも現在補足ということはしておりませんので、16年度の段階のものでございます。以上、答弁とさせていただきます。

○議長（中島正己） 川部産業振興課長。

○産業振興課長（川部治夫） 失礼しました。

ただいまのもう1つご質問をいただいております、今回、5,000万円を6,500万円に引き上げるにつきまして、これにつきましては、事業者ということではなくして、私どもの現在定めております、いわゆる町内での売り上げの5%の範囲内ということでございますので、それを今回提案をさせていただきまず課税限度額の引き上げに伴いまして、引上額を、それをいわゆる当初、この5,000万円をさせていただいた折には、いわゆるたばこの販売額は2億2,000万円ということで、これに伴って、いわゆる町内が10億円ということでございましたけれども、今回、それが2億9,000万円ということで、これを計算させていただいて販売額でしますと約13億1,800万円ということになりますので、その率に比例をさせていただいて、同じように5%の範囲内という計算をさせていただいたところ、6,500万円ということになりましたので、決して事業者ではなくて、あくまで町としては今日のこの条例の範囲内で限度額を引き上げにさせていただいた関係でスライドをさせていただいたということでございますので、以下、答弁とさせていただきます。

○議長（中島正己） ほかに質疑ありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（中島正己） ないようでありますので、質疑はこれで終結いたします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。7番、若井敏子議員。

○7番（若井敏子） 議第43号、竜王町企業誘致特別措置に関する条例の一部を改正する条例に反対の討論をします。

今日、町民の生活は大変厳しいものがあります。昨年から住民税が増税され、定率減税が廃止され、またそれに伴う国保税などの増税、加えて企業実績が上がらないことから、給料が伸びない、年金は減らされる、税は払いたくても払えないという実情がたくさん町民の皆さんの中にあり、町民の皆さんの悲鳴が私のもとにも届いています。

こんな時、一部の事業者には5,000万円もの税金を奨励金として還元し、結果的には税金を免除する制度をつくり、既に平成16年は1億5,000万円、以後、17年、18年と5,000万円、合わせて2億5,000万円も税金を負けてやっているわけであります。それにも関わらず、もう1,500万円上乗せしてやろうというのが今回の提案です。

3億円の税金をもらっている事業者に6,500万円の税金を負けてやるというのなら、4億5,000万円納付している個人に対して1億円の税の値引きをするという、これなら公平と言えるでしょう。大金持ちだけで優遇するような、この条例改正にはきっぱりと反対するものであります。

6,500万円もあれば、水道料の引き下げも、国保税の還付も十分できます。税は住民の皆さんのために使うべきもの、そういう立場で反対討論とします。

○議長（中島正己） ほかに討論ありませんか。3番、勝見幸弘議員。

○3番（勝見幸弘） 竜王町企業誘致特別措置に関する条例の一部を改正する条例に對しまして、賛成の立場で討論をさせていただきます。

平成16年にこの企業誘致特別措置に関する条例ができて、その時にも議論になった話でございますが、小さな町がいかにかに財政基盤を確立していくのか、財政の収入をいかにかに確保していくのかというところが議論になったように思います。

この条例ができて、たばこ税は以前まで約8,600万円であったものが、平成16年度は7億3,700万円、平成17年度は3億3,400万円、18年度は3億1,800万円、今年度が3億2,600万円から今回3億8,600万円になるであろうという予測でございます。

実に、17億7,500万円のたばこ税が入ってくるという条例でございます。

なおかつ、従来のたばこ税を差し引きしましても、14億円ぐらいの町に対しての税収の増につながったということでございます。

一方、それにかかったコスト、経費でございますけれども、奨励金という形で1億5,000万円が16年度、あと17年、18年、19年と5,000万円だったのですが、今回6,500万円になるということで、経費そのものとしては3億1,500万円、つまり10億円の税収増に対しての経費が3億1,500万円で購入したという判断もできるのかなと思います。

これにつきましては、私たちの町がいかに収入を確保していくのかということの苦肉の策でございますし、この6,500万円があればほかにいろいろ使えるのではないかとこの反対討論をなさった方のご意見もありますが、この条例そのものがなければ、この6,500万円そのものの収入源、3億8,600万円というものがなければ、6,500万円が出せるはずもございません。

そういった観点から、私たち小さな町の本当に収入を確保する、ベストとは申しませんが、ベターな選択であると、この条例改正の提案がされることは今の私たちの町にとって大変必要なことであろうと考えますので、賛成の討論とさせていただきます。以上です。

○議長（中島正己） ほかに討論ありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（中島正己） ないようでありますので、討論はこれで終結いたします。

これより採決を行います。日程第2 議第43号を原案のとおり決することに賛成諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（中島正己） 起立多数であります。よって日程第2 議第43号は原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

**日程第 3 議第44号 平成19年度竜王町一般会計補正予算（第2号）**

**○議長（中島正己）** 日程第3 議第44号を議題として質疑に入ります。質疑ありませんか。

[「なし」の声あり]

**○議長（中島正己）** ないようでありますので、質疑はこれで終結し、討論は省略して、本案は、総務教育民生常任委員会に審査を付託いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（中島正己） ご異議なしと認めます。よって、日程第3 議第44号は、総務教育民生常任委員会に審査を付託いたしますので、会期中に審査をしていただき、その経過と結果を議長まで報告願います。

~~~~~○~~~~~

**日程第 4 議第45号 平成19年度竜王町国民健康保険事業特別会計（事業勘定）
補正予算（第1号）**

○議長（中島正己） 日程第4 議第45号を議題として質疑に入ります。質疑ありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（中島正己） ないようでありますので、質疑はこれで終結いたします。これより討論に入ります。討論ありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（中島正己） ないようでありますので、討論はこれで終結いたします。これより採決を行います。日程第4 議第45号を原案のとおり決することに賛成諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（中島正己） 起立全員であります。よって日程第4 議第45号は原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

**日程第 5 議第46号 平成19年度竜王町国民健康保険事業特別会計（施設勘定）  
補正予算（第1号）**

○議長（中島正己） 日程第5 議第46号を議題として質疑に入ります。質疑ありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（中島正己） ないようでありますので、質疑はこれで終結いたします。これより討論に入ります。討論ありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（中島正己） ないようでありますので、討論はこれで終結いたします。これより採決を行います。日程第5 議第46号を原案のとおり決することに賛成諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（中島正己） 起立全員であります。よって日程第5 議第46号は原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

日程第 6 議第47号 平成19年度竜王町下水道事業特別会計補正予算（第2号）

○議長（中島正己） 日程第6 議第47号を議題として質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（中島正己） ないようでありますので、質疑はこれで終結いたします。これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（中島正己） ないようでありますので、討論はこれで終結いたします。これより採決を行います。日程第6 議第47号を原案のとおり決することに賛成諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（中島正己） 起立全員であります。よって日程第6 議第47号は原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

**日程第 7 議第48号 平成19年度竜王町介護保険特別会計補正予算（第1号）**

○議長（中島正己） 日程第7 議第48号を議題として質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（中島正己） ないようでありますので、質疑はこれで終結いたします。これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（中島正己） ないようでありますので、討論はこれで終結いたします。これより採決を行います。日程第7 議第48号を原案のとおり決することに賛成諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（中島正己） 起立全員であります。よって日程第7 議第48号は原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

日程第 8 議第49号 平成19年度竜王町水道事業会計補正予算（第1号）

○議長（中島正己） 日程第8 議第49号を議題として質疑に入ります。質疑ありませんか。2番、川嶋哲也議員。

○2番（川嶋哲也） 議第49号につきまして、ご質問申し上げたいと思います。

平成19年度竜王町水道事業会計補正予算（第1号）でございますが、いずれ委員会に付託されるという予定でございますが、基本的なことについてご質問を申し上げたいと、このように思います。

実施計画の3項目別の明細書の59ページなのですけれども、資本的収入及び支出の中の資本的支出の建設改良費でございますが、今回、委託料として2,720万円予算措置、補正がなされておるわけでございます。

これは、薬師地先に水を送るための配水池の測量設計ということで、これは掘削の開発の関係かというように聞いておりますが、先行投資という形での予算措置であると、こういうふうに解釈をしておるわけですが、これにつきましての全体的な事業計画がわかれば教えていただきたいと、こういうふうに思うわけでございます。いずれにいたしましても、町がある程度負担をしていくということになるわけでございます。

そういうようなことで、事業費を含めまして、全体的な計画が示していただければありがたいと、こういうふうに思います。ひとつよろしくお願い申し上げます。

○議長（中島正己） 勝見副町長。

○副町長（勝見久男） ただいま、川嶋議員さんから上水道の配水池の建設に関わりまして、インター周辺で計画をされております商業施設の開発計画についての全体的な計画についてのお尋ねでございます。

いわゆるアウトレットモールの計画がされているわけでございますが、現在、その計画に向けましての環境アセスをやっておられるということでございます。全体計画の概要でございますが、ご説明を申し上げたいと思います。

まず、事業者でございますが、近江観光株式会社と、それから三井不動産株式会社が事業主体になっておりまして、一応申請をされているわけですが、全体的な事業予定地の面積でございますが……（自席の川嶋議員より「配水池の全体計画について」との発言があり、途中で終わる）

○議長（中島正己） 田中建設水道課長。

○建設水道課長（田中秀樹） ただいま配水池ということで、全体計画ということで、ちょっと勘違いもありまして、大変申しわけございません。

今回提案いたしました件につきましては、竜王インター周辺におきまして、今話がありましたように、大規模商業施設の開発計画がございます。そして、この商業施設から上水道の給水申し込みがございました。日中最大給水量600m³ということでございます。口径75mmを2カ所ないし3カ所設置をしていくということで、給水開始年月は、今現在、平成21年12月31日ということで今現在は聞いております。

このことから、この商業施設への給水拠点として配水池が必要となっております。今回、配水池およびこの配水池の送水管、また配水管、進入路の設計費用を計上するものであります。

それで、配水池の予定地につきましては、先日、西武から寄付を受けました敷地付近ということで、標高につきましては160mということで、現在の山中配水池と同じ標高を基準としております。

そして、この配水池につきましては、この商業施設への給水をメインといたしまして計画されている建設地への施設への給水も賄うということにしております。

それで、現時点では、このタンクの大きさにつきましては、1,500m³ということで計画をしております。

主に、設計の内容といたしましては、配水池の実施設計、また配水池の進入路の道路詳細設計、後は個々の砂防関係、自然公園、河川等々の申請、また土質調査などの経緯を設けております。以上であります。

○議長（中島正己） ほかに質疑ありませんか。2番、川嶋哲也議員。

○2番（川嶋哲也） すみません、再質問をさせていただきます。

大体事業内容につきましては聞かせていただいたわけですが、事業費としてはどれぐらい予定をされておられるのか、それにつきましての資金計画とか、そういうものがわかれば教えていただきたいと、こういうように思います。

○議長（中島正己） 田中建設水道課長。

○建設水道課長（田中秀樹） ただいま再質問いただきまして、事業費とか財源ということで、1点目、事業費につきましては、ただいまこれから測量していくということで、かなり規模が大きいということで、まだ現在試算はしておりません。そして、財源につきましては、当然商業者からも使用申し込みがあるということで、応分の負担ということも考えております。以上です。

○議長（中島正己） ほかに質疑ありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（中島正己） ないようでありますので、質疑はこれで終結し、討論は省略して、本案は、産業建設環境常任委員会に審査を付託いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（中島正己） ご異議なしと認めます。よって、日程第8 議第49号は、産業建設環境常任委員会に審査を付託いたしますので、会期中に審査をしていただき、その経過と結果を議長まで報告願います。

~~~~~○~~~~~

**日程第 9 議第50号 平成18年度日野町、竜王町および安土町教育委員会社会教育  
主事共同設置特別会計歳入歳出決算認定について**

○議長（中島正己） 日程第9 議第50号を議題として質疑に入ります。質疑ありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（中島正己） ないようでありますので、質疑はこれで終結いたします。これより討論に入ります。討論ありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（中島正己） ないようでありますので、討論はこれで終結いたします。これより採決を行います。日程第9 議第50号を原案のとおり認定することに賛成諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（中島正己） 起立全員であります。よって日程第9 議第50号は原案のとおり認定することに決定されました。

~~~~~○~~~~~

日程第10 議第51号 平成18年度竜王町水道事業会計決算認定について

○議長（中島正己） 日程第10 議第51号を議題として質疑に入ります。質疑ありませんか。11番、西隆議員。

○11番（西 隆） 平成18年度竜王町水道事業の会計決算について、第3条収益的収支及び支出について、差し引き1,500万1,940円の黒字という決算の報告をいただいております。ところが、補助金におきまして、18年度は1,700万円を一般会計から持ち出しております。17年度は1,350万円、350万円の増、実質的にはこの分が補助金で補てんされているということでござい

ます。監査報告書によりますところの未収金につきまして、19年度2,269万8,319円、これだけ出ているということでございます。

すると、補助金がないと黒字ではなく、赤字になるわけですが、この未収金が回収されると、補助金なしでも黒字になっているわけでございます。未収金の回収につきまして、決算報告書でも言われていますとおり、今後の取り組み、特に具体的な施策の実施をしていく必要があると言われておりますし、この施策の方法、また減少目標、金額の設定、これも言われています。ここらほどのようになっているのか、お尋ねいたしたいと思っております。よろしくお願いいたします。

○議長（中島正己） 田中建設水道課長。

○建設水道課長（田中秀樹） ただいま西議員さんから、1点、未収金の関係の取り扱いですということでご質問がありました。特に未収金につきましては、今日までもいろんな場でご指摘を伺ってきております。特に、昨年度までの前年の比較で250～260万円余りの未収金ということであっております。

それで、特に18年度につきましては、未収金をどのようにしているかということで、特に担当レベルの方におきまして未収が多いところにおきまして、直接交渉を重ねながら、そしてまた納付書も送りながら、要するに訪問を重ねながら、何とか現在、この監査報告でもありますように、19年度末につきましては、前年度比較で36万5,000円余りのプラスになったということで、かなり減っては、マイナスにはなっておりませんが、全体的からはかなり減ってきております。

そして、またこの滞納整理の中におきまして、本当に生活できていない方もおられるということでもあります。特に、高額な方もおられます。水をとめればいいということもありまして、水をとめれば、その時はお支払いをいただいているところも実はございます。一時的には水もとめました。しかし、どうしてもそういう人は「1,000円払うので、水を出してくれ」とか、そういうことも聞いております。だから、とりあえず生活されている以上、どのようにしていこうかなということで、特に一般住民さんの方につきまして頭を悩ませている状況であります。

ただし、その中におきまして、昨年度は何かちょっと頑張ったなということで、前年度と比較しまして約250、60万円余りを36万円ぐらいにできたということで、実績もありまして、それにつきまして、今年度、また来年度もどのようにしていこうかということで内部でちょっと調整もしながらやっております。

すが、町全体のこともありまして、ほかの税も未収ということもあります。水道・下水道だけではございませんので、総合的に判断しながら、まず内部調整も固めながら、未収金に対しては取り組んでいきたいと思っておりますので、ご理解のほどよろしくお願ひ申し上げます。お答えといたします。

○議長（中島正己） 11番、西隆議員。

○11番（西 隆） ただいま未収金につきましては、努力していると言われておるのですけれども、やはりこれだけの金額が相も変わらず未収金残高に残るようであれば、努力の結果が認められないということが言えます。ライフラインの貴重な、一旦電気とか、あるいは水道、これはもうなかなかとめられないような現状ではあろうかと思ひますけれども、電気に至っては、既にどんな事情があろうとやはり切られるわけです。ガスは私ところはございません。けれども、それでも切られる。民間企業は全部切ってきます。やはり公営企業であるから切れない。これであれば、やはり苦しい中でも水道料金を間違いなく払っていただいている方がたくさんおられます。そういうことを考えると、いわゆる支援する方法はほかにあると思ひます。やはり使ったものに対する料金徴収、これをしていかないことには、今後の水道会計がますます厳しくなってくると思ひます。やはり今後の水道会計を支えていく上において、一定の方向、やはり住民に対する料金の支払いを促す方法、これを強行にやはりとっていく必要があるかと思ひます。

いずれにせよ産業建設環境常任委員会に付託されますが、その時にはやはりどれだけの件数があり、今後においてどういう方向でこの未収金を解決していくか、具体的な方法をひとつお示し願ひたいと思ひますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（中島正己） ほかに質疑ありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（中島正己） ないようでありますので、質疑はこれで終結し、討論は省略して、本案は、産業建設環境常任委員会に審査を付託いたしたいと思ひますが、これにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（中島正己） ご異議なしと認めます。よって、日程第10 議第51号は、産業建設環境常任委員会に審査を付託いたしますので、会期中に審査をしていただき、その経過と結果を議長まで報告願ひます。

~~~~~○~~~~~

**日程第 1 1 議第 5 2 号 町道路線の認定について**

**日程第 1 2 議第 5 3 号 町道路線の認定について**

○議長（中島正己） 日程第 1 1 議第 5 2 号および日程第 1 2 議第 5 3 号の 2 議案を一括議題として質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（中島正己） ないようでありますので、質疑はこれで終結し、討論は省略して、本案は、産業建設環境常任委員会に審査を付託いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（中島正己） ご異議なしと認めます。よって、日程第 1 1 議第 5 2 号および日程第 1 2 議第 5 3 号の 2 議案は、産業建設環境常任委員会に審査を付託いたしますので、会期中に審査をしていただき、その経過と結果を議長まで報告願います。

以上で、本日の議事日程は全部終了いたしました。

これをもって本日の会議を閉じ散会いたします。大変ご苦勞さまでございました。

散会 午後 2 時 1 3 分